

できることから動き出そう！ ～脱炭素社会の実現および地球温暖化防止に向けた取り組みを支援します～

住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金を昨年に引き続き実施します

創エネルギー・省エネルギー機器などを導入して家計と環境に優しい生活を始めましょう。**※**創エネルギー・省エネルギー機器などを市内の自ら居住する住宅に設置する方など**備考**予算額に到達次第終了。東京都の新築住宅の太陽光発電システム設置義務化に伴い、太陽光に関し

対象機器など	市内事業者利用補助上限額	市外事業者利用補助上限額
太陽光発電システム(新築住宅)	1.5万円/kw 上限5kw(7.5万円)	1万円/kw 上限5kw(5万円)
太陽光発電システム(既存住宅)	3万円/kw 上限5kw(15万円)	2万円/kw 上限5kw(10万円)
蓄電システム	6万円(設置費用の1/4)	4万円(設置費用の1/4)
断熱窓	6万円(設置費用の1/4)	4万円(設置費用の1/4)

ては新築住宅と既存住宅によって金額が異なる。右記の住宅用重点対策加速化事業補助金も利用できる場合あり。設置後に要申請。詳細は、公式ホームページ参照**ID**1014430**申**4月1日(火)～令和8年3月31日(火)必着の、郵送または直接、環境政策課**☎**(338)6831・**℡**(338)6857へ

重点対策加速化事業補助金メニューを拡充します

市は令和6年度に国の重点対策加速化事業に採択され、補助金事業を実施しています。令和7年度からは住宅用・事業者用ともにメニューを拡充して実施します。

※市内に居住する方および市内に事業所を有する法人または個人事業主のうち▼市民の方向け

対象機器など	補助上限額
太陽光発電システム、蓄電システム	太陽光発電システム＝3万円/kw(上限なし) 蓄電システム＝20万円(設置費用の3/4)
新 ソーラーカーポート	100万円(設置費用の1/3)
新 断熱改修(戸建住宅)	100万円(設置費用の1/3)(うち玄関ドアは5万円)
新 断熱改修(集合住宅)	14万3000円(設置費用の1/3)(玄関ドアを改修する場合は19万3000円)

ち補助対象機器などを新たに設置する方など**備考**予算額に到達次第終了。要事前申請。詳細は、公式ホームページ参照**ID**1015756**申**4月14日(月)～令和8年1月30日(金)必着の、郵送または直接、環境政策課**☎**(338)6831・**℡**(338)6857へ

▼事業者向け

対象機器など	市内事業者施工補助上限額	市外事業者施工補助上限額
太陽光発電システム	3万円/kw 上限50kw未満(147万円)	2万円/kw 上限50kw未満(98万円)
新 ソーラーカーポート	100万円(設置費用の1/3)	
新 高効率空調	1000万円(設置費用の1/2)	
新 高効率照明	1000万円(設置費用の1/2)	

新多摩市集合住宅共用部LED照明機器切替補助金

集合住宅におけるエネルギー使用量削減のため、市内の分譲集合住宅共用部におけるLED照明の切り替えに対する導入経費を助成します。**助成金額**集合住宅共用部LED照明の切替工事費用の50%または6,000円に当該管理組合の総戸数を乗じて得た額のいずれか小さい額。ただし

上限120万円**備考**予算額に到達次第終了。要事前申請。詳細は、公式ホームページ参照**ID**1016902**申**4月25日(金)～令和8年1月30日(金)必着の、郵送または直接、環境政策課**☎**(338)6831・**℡**(338)6857へ

多摩市水辺の楽校楽校式

日4月19日(土)午前10時～正午**場**グリーンライブセンター**定**10人(会場先着順)**内**前年度活動報告と今年度活動計画案について**主催**多摩市水辺の楽校運営協議会**ID**1017018**申**当日直接会場へ**環**環境政策課**☎**(338)6831

シリーズ
第12回

地域協創による多世代共生型コミュニティの形成を目指して

地域協創のすすめ

ID1004704**環**協創推進室**☎**(338)6803・**℡**(337)7660

市は、多世代がゆるやかにつながり、互いに助け合い、支えあう地域社会づくりを目指して、「地域協創のしくみ・しかけ」を導入して協創の実現に向けた取り組みを進めています。このシリーズでは、地域でのさまざまなつながりをきっかけに困り事が解決したり、市民が興味のあることに挑戦する機会となったりする事例を織り交ぜながら、安心して、楽しく暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みをご紹介します。

あなたもまちづくりの仲間です！「協創」を意識したまちづくりを一緒に進めていきましょう！

市には「まちづくり(自治)」について基本的な考え方をまとめた、「多摩市自治基本条例」というみんなで作ったルールがあります。

このルールでは、多摩市に住む人、働く人や学ぶ人、活動する人(市民)と、選挙で選ばれた議員(市議会)と、市長や市役所の各部署などが、役割を決めて責任を持ち連携・協力することで、まちをつくっていくことが大切とされています。

この条例が令和6年8月で施行20周年を迎えたことを記念して、協創フォーラムを開催しました！

当日の様子や資料はこちら▶

「誰もがつながり合える」コミュニティを目指そう

一人ひとりの個性や能力をまちづくりに発揮できるようにするために、市は情報を共有し、計画などをつくる時に誰でも意見を伝えられるようにすること(参画)と、さまざまな人や団体などと協力しながら行動すること(協働)を進めています。

一方で、少子高齢化が進み人口が減っていく地域で、さまざまな困りごとを解決し、より魅力あるまちづくりをしていくためには、これまでの関わりや分野を越えて、いろいろな年齢の人同士がつながり合える状態「協創」を目指すことが必要です。

あなたの興味・関心について教えてください！【アンケート】

「協創」を生み出す方法に決まった答えはありません。自分の好きなこと・やりたいことを、地域を使って楽しむのもOK、お願いされたことをみんなのために全力で取り組むのもOK、一人ひとりの想いや行動を共有し合うことで、大きなまちの魅力になっていくと思います！地域に興味・関心を向けるきっかけとなるような取り組みを今後も各地域で実施していきます。ぜひ、情報をキャッチして参加してみてください。

回答はこちら▶



「協創」の定義

多世代にわたる参画及び多分野における協働が創出されることで、誰もがつながり合えるコミュニティが形成され、これが広がりをもつことによって、さまざまな地域課題の解決が図られるとともに、新たなまちの魅力及び地域の価値が創造されることをいいます。
(多摩市自治基本条例 第3条より)
※市が「協創」の実現に向けて、必要な環境整備に努めることを「地域協創」として用語を使い分けています

